



2019年11月14日

各 位

会 社 名 株式会社ニッピ
代 表 者 名 代表取締役社長 河村 桂作
(JASDAQ・コード7932)
問 合 せ 先
役職・氏名 取 締 役 大浦 顕逸
電 話 03-3888-6651

2020年3月期第2四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、2019年11月14日開催の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

2020年3月期第2四半期報告書（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

2. 延長前の提出期限

2019年11月14日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2019年12月13日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

2019年6月17日、在外連結子会社の元幹部社員の不正に関する下請け企業からの告発があり、直ちに社内調査委員会を立ち上げ、事実確認調査を開始しました。2019年8月上旬、外部より提供された送金記録及び関係者からのヒアリング等により、購入先への金銭の要求及び横領、また、販売先へのリベートの供与を行っていた事実が判明いたしました。

調査により判明した事実関係についての量的重要性はないものの、本件調査の不十分性及び他件調査など網羅性に関して必要な水準を充足できておらず網羅的な調査が必要であるとの判断に達しました。

そのため、調査範囲を拡大し、本件事実関係及び損害額の全容解明、類似事案の有無の調査、原因分析、再発防止策の立案等を行うため、11月11日に外部の調査委員（弁護士、公認会計士）を含め本件から独立した社内の役職員による社内特別調査委員会を立ち上げ、追加調査を開始しております。

全容解明には一定の時間を要するものと見込んでおり、追加調査の結果次第では、重要性基準に照らし

て過年度に遡及して決算報告書の修正が必要となる可能性があります。

社内特別調査委員会による本件の全容解明後、四半期報告書の作成及び調査結果により必要となる作業並びにそれらに関する監査法人による四半期レビューの結論の表明のための追加的なレビュー手続の実施時期を考慮すると、本来の提出期限である 2019 年 11 月 14 日に 2020 年 3 月期第 2 四半期報告書を提出することができないと判断し、提出期限の延長申請を行うことといたしました。

なお、社内特別調査委員会による調査の完了予定時期が 12 月上旬であり、その後の四半期報告書の作成及び監査法人による監査手続きを考慮すると、2020 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出には 2019 年 12 月 13 日までの時間を要すると見込んでおります。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。なお、現時点において判明している範囲での本件の連結財務諸表への影響額は軽微であります。

株主の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、深くお詫びいたします。

以 上